飼育動物診療施設の構造設備の基準について

(獣医療法第4条、獣医療法施行規則第2条)

- ・「診療施設」とは、獣医師が飼育動物の診療を行う施設であり、往診(※)先は除きます ※「往診」とは、飼育動物の所有者又は管理者の依頼に応じ、獣医師が飼育場所に赴いて診療を行うことをいいます
- ・診療施設の構造設備は、以下の基準に適合させなければなりません
- ・往診診療者はその住所を診療施設とみなすため、調剤設備がある場合は基準に適合させなければなりません

	構造設備の基準	例
1	飼育動物の逸走を防止するために必要な設備を設けること	おり、ケージ、動物が自力で開閉できない 扉・窓、杭・保定枠等の繋留施設
2	伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する 設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な 設備を設けること	隔離収容設備、檻・ケージの間に間仕切り板 を設置したもの
3	消毒設備を設けること	煮沸消毒器、オートクレーブ、ガス滅菌器、 滅菌手洗器、噴霧器・散霧器
4	調剤を行う施設	
	① 採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと	
	② 冷暗貯蔵のための設備を設けること	冷蔵庫、保冷庫など
	③ 調剤に必要な器具を備えること	調剤台、はかり、薬さじなど
5	手術を行う施設	
	手術室の内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであることそ の他の清潔を保つことができる構造であること	内壁(床面から概ね1.2mまでの高さ)及び 床がコンクリート、モルタル、タイル等の耐 水性材料で覆われていること
6	エックス線診療室(※)	
	人が常時立ち入る場所の実効線量が1mSV以下/週になるよ う遮蔽物を設けること	鉛板等、コンクリート、鉛入カーテンなど
	② エックス線診療室を示す標識を付けること	この他、管理区域・立入禁止の標識も必要

※ エックス線装置以外の放射線発生装置等を取り扱う場合の基準は、獣医療法施行規則第6条の2~10を参照